

○認定外道路・私道整備工事補助金交付要綱

平成17年5月1日

告示第110号

改正 令和3年4月1日告示第468号

令和4年4月1日告示第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）の規定に基づき、認定外道路・私道整備の促進を図り、生活環境の向上に寄与することを目的として、認定外道路・私道の整備工事に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象とすることができる認定外道路・私道整備の工事費（以下「工事費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路改良工事（拡幅、突角切除、屈曲改良、側溝）
- (2) 道路擁壁工事（コンクリート、ブロック積、板柵）
- (3) 道路維持工事
- (4) 道路舗装工事
- (5) その他市長が特に必要があると認める認定外道路・私道整備に係る工事

(補助金の交付)

第3条 市長は、工事を施工するもの（以下「施工者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- 2 補助金の額は、毎年度市長が別に定める補助基準工事費の10分の5以内とする。ただし、当該工事費が補助基準工事費に満たないときは、当該工事費の10分の5以内とする。また、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助金交付申請後、工事変更による工事費の増額があっても、補助金の増額はしない。

(補助対象認定申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施工者は、あらかじめ毎年度市長が別に定める期間内に、様式第1号により次年度補助対象認定申請を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、様式第2号によりその結果を当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定により補助金交付対象の認定を受けた施工者は、市長の指定する日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、工事計画平面図（縮尺500分の1）及び計画標準断面図（縮尺30分の1～50分の1）
- (2) 地域代表者の誓約書（様式第3号）
- (3) 道路用地所有者その他関係ある者全員の工事施工に関する同意書（工事完了届）

第6条 施工者は、工事を中止し、又は完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による工事完了届（様式第4号）を受けたときは、速やかにしゅん工検査の上、補助金の額を確定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の栄町公共土木事業実施補助基準規則（昭和61年栄町規則第2号）、三条市私道舗装工事補助金交付要綱（昭和52年三条市制定）又は下田村道路工事等補助交付要綱（平成16年下田村制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年4月告示第468号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和4年4月告示第130号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(宛先)三条市長

申請者

代表者 住 所

氏 名

(電話 — )

認定外道路・私道整備工事補助対象認定申請書

認定外道路・私道整備工事補助の対象として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の概要	工 事 名	
	施 工 場 所	三条市 地内
	工 事 内 容	

施工箇所図(付近見取図)

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

三条市長

印

認定外道路・私道整備工事補助対象 認定 通知書  
不認定

年 月 日付け申請のあった認定外道路・私道整備工事については補助の対  
象・不対象となることを認定いたします。

(理由)(不対象の場合)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(宛先)三条市長

代表者 住 所

氏 名

(※)

(※)個人の場合は、本人が手書き又は記名押印してください。  
法人の場合は、法人の代表者が手書き若しくは記名押印又は  
法人の記名押印をしてください。

誓 約 書

年 月 日付け申請した認定外道路・私道整備工事補助金交付について、認定外道路・私道整備工事補助金交付要綱に従い次の事項を承諾し、履行することを誓います。

記

- 1 認定外道路・私道整備工事施工上支障となる工作物、地下埋設物等は自己の負担において処理します。
- 2 三条市補助金等交付規則及び認定外道路・私道整備工事補助金交付要綱の条件を遵守いたします。
- 3 認定外道路・私道整備工事施工に関し、異議の申立て及び紛争等が生じたときは、私が解決し、三条市に対し一切迷惑をおかけいたしません。
- 4 補助認定外道路・私道の維持管理は私共で行います。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(宛先)三條市長

代表者 住 所  
氏 名  
(電話 ー )

工 事 完 了 届

年 月 日付け第 号をもって認定外道路・私道整備工事補助金交付決定通知のあった工事が完了したのでお届けいたします。

工事施工場所	
工事内容	
着 工	年 月 日
しゅん工	年 月 日
施工業者名	
添付書類 (1) 工事精算調書 (2) しゅん工図及びしゅん工・工事写真 (3) 工事請負契約書写し	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)